

議案第82号

博多港港湾施設管理条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、博多港の港湾施設の緑地の適正かつ効果的な運営を図るため指定管理者が行う緑地の管理に関する業務の範囲を拡大するとともに、緑地有料駐車場の使用料の額を適正なものに改める等の必要があるによる。

博多港港湾施設管理条例の一部を改正する条例

博多港港湾施設管理条例（昭和39年福岡市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第16条の7第2項中「額の」の次に「範囲内において規則で定める額の」を加える。

第16条の11に後段として次のように加える。

この場合において、第10条中「前条の使用料」とあるのは「第16条の7第1項若しくは第2項の使用料又は同条第3項の占用料」と、第12条中「使用料」とあるのは「使用料又は占用料」と読み替えるものとする。

第17条第3項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 第16条の6第1項の許可（競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物に係るものに限る。）のうち規則で定めるものに関する業務

(4) 第16条の7第1項及び第2項の使用料並びに同条第3項の占用料（前号に規定する規則で定める許可に係るものに限る。）の徴収に関する業務

第17条第3項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次のように加える。

(5) 前条において読み替えて準用する第10条に規定する使用料又は占用料（第3号に規定する規則で定める許可に係るものに限る。）の減免に関する業務

第23条中「第16条の2第1項及び第2項」を「第16条の2」に、「第16条の5第3項並びに」を「第16条の5第3項、第16条の6及び」に、「並びに第16条の5第3項」を「、第16条の5第3項及び第16条の6」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4

区 分	単 位	使 用 料
緑地有料駐車場	1台1回（1日以内）	円 2,000
	1台1月	15,000

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。